

民間社会福祉施設サービス推進費補助事業再構築案に関する意見書

現在、民間社会福祉施設サービス推進費補助事業については、その再構築に向けた抜本的な見直しを検討されております。この再構築案では、利用者数により算定される基本補助と、施設の努力、実績などに基づく加算とされ、今まで算定されてきた職員の経験年数による加算は除かれることとなっております。

再構築にあたり東京都は、基本的に国基準で運営は可能であるとしていますが、仮に補助額を試算すると、従来の補助額に対し大幅な減額となり、施設運営に大きく影響することが予想されます。

昨今の厳しい財政状況のなかで、それぞれの施設が自ら努力し、さらに経営の効率化を図ることは当然であります。しかしながら、特に私立保育園においては、大都市特有の多様な保育ニーズや、家庭への支援の問題などから、保護者はもとより地域での役割も大きく、東京都独自の加算はますます重要となっております。また、新しい保育政策のなかでは、民間における保育者の充実は不可欠であり、次世代育成支援の重要課題のひとつであると思われれます。

よって、江戸川区議会は、東京都に対し、民間社会福祉施設サービス推進費補助事業の再構築にあたり、各施設の実態を調査し、職員の経験や専門性に十分配慮した制度とするよう、強く要望します。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出します。

平成十六年三月十七日

江戸川区議会議長 八武崎 一郎

東京都知事 あて